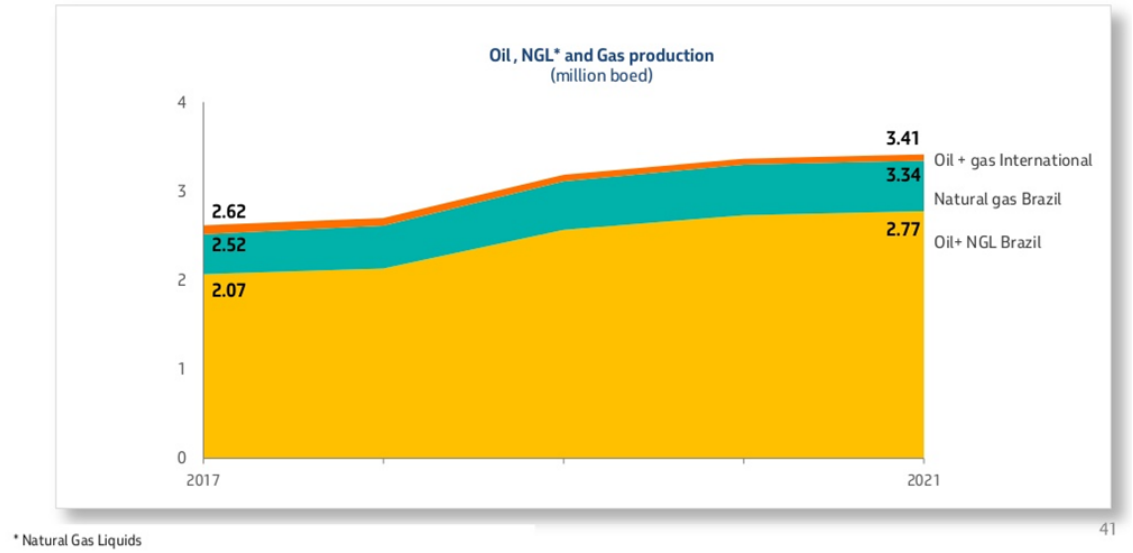
図表－ 113　生産量予測

生産量予測



* Natural Gas Liquids

図表－ 114　生産設備の投入予定

新生産設備のスタートアップ



3．2．1　組織

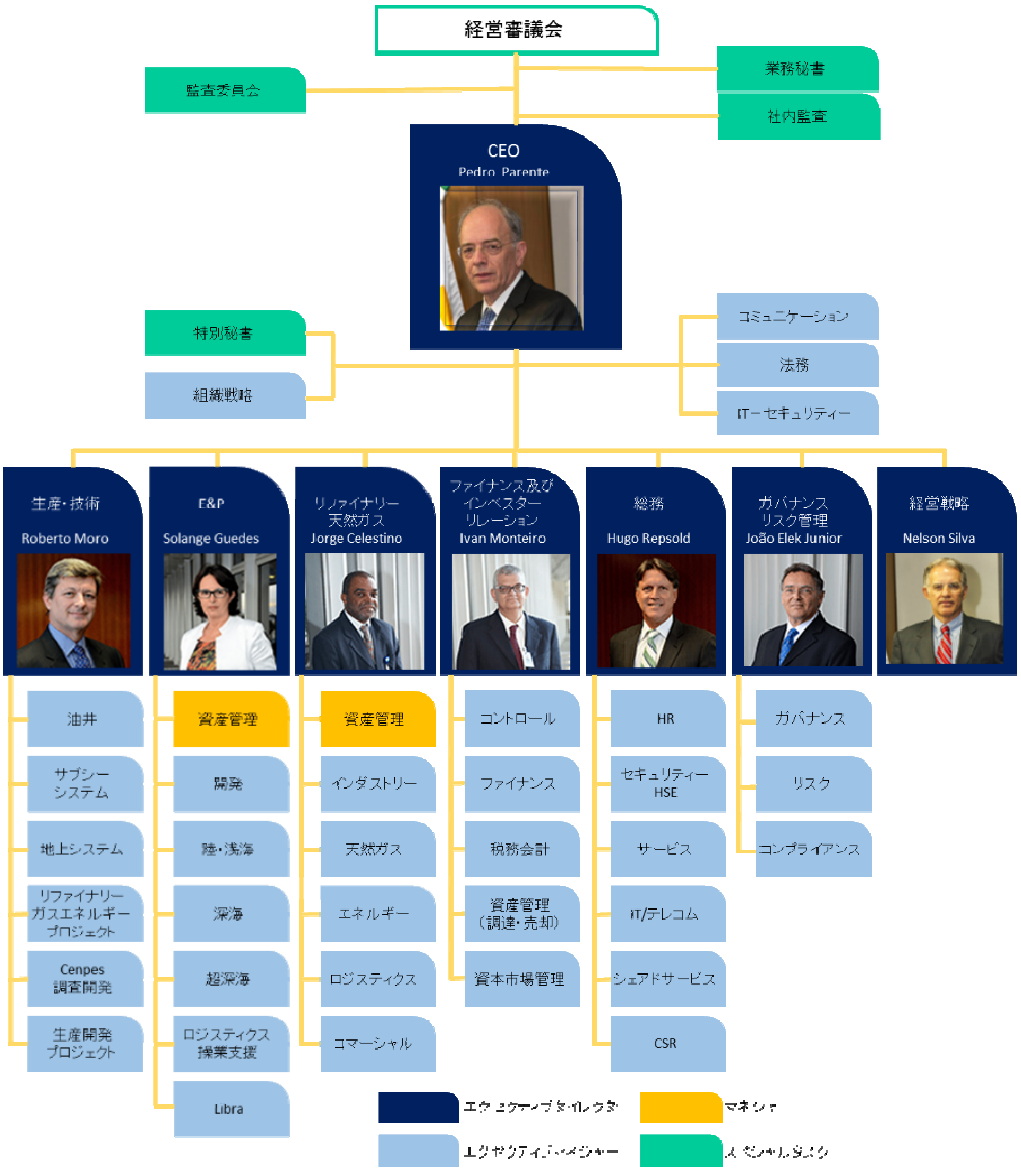
Dilma 前大統領の下、Bendine 前総裁の肝煎りで組織の改編が進められたがその後も状況の好転には至らず、汚職問題の拡大も足枷になり、巨額債務の解決や現実的なビジネスプランの構築、強力な労働組合との折衝、そして政府の直接介入への対応など同総裁の手腕が十分発揮されない状態が続き、2016 年 5 月、Pedro Parente 氏が後継のペトロブラス総裁に指名された。同氏はブラジリア大学でエンジニアリングを修め、ブラジル銀行、ブ

ラジル中央銀行、IMF 顧問、内閣官房、企画省、鉱山エネルギー省で勤務後 2010 年から 2014 年は穀物大手企業 Bunge Brasil の社長を務め実務派ベテランとして迎えられている。

Parente 新総裁は Bendine 前総裁が進めていた基本組織を踏襲、新しく設けられた経営戦略部門に元 BG Brasil 社の Nelson Silva 氏が就任した以外は同じ役員構成となっている。

2 月現在の組織は図表－ 115 の通り。

図表－ 115　ペトロブラス社の新組織



3．2．2　投資計画

原油市況の低迷、2014 年以降に深刻化した汚職問題、信用各付け降下やそれによる資金借り入れコストの上昇、レアル通貨安による負債の拡大等が原因でプレサル鉱区開発に照準を当てた開発資金が圧迫されコアビジネス以外の資産売却を余儀なくされる状態が続いている。

Parente 総裁は 5 か年計画の中で、2018 年までに純負債総額を半減させ流動資産を増や

し、負債比率を現在の 5.3 倍から 2.5 倍までに抑え込むことを目標に掲げた。従来の計画投資額から 25%減少し 5 年間で 741 億米ドルを投資する計画になっている。最大の投資分野は、従来計画通り開発・生産分野の 606 億米ドル、その内の 75%を生産分野に充当、11%が開発分野、13%がそれらのオペレーションに配分される。前総裁の下で策定された最新の計画では、開発・生産分野に総額 800 億ドルの投資を予定していた。

●ペトロブラス社ビジネスプランの重点施策
⇒選択と集中
→探鉱生産部門の重視
→プレサル鉱区開発の重視
→資産売却による資金確保と負債削減

ペトロブラス社の 5 か年投資計画は以下の通り。

① 新 5 か年計画（2017 年-2021 年）

昨年 9 月に発表された新規 5 か年計画における投資額は、Bendine 前総裁が見直しを行った最終予定投資額 984 億ドルを更に 25%下回る 741 億ドルまで削減されており 2006 年以降最低の投資予算額となっている。

前総裁の下で策定された 2015 年～2019 年の石油・天然ガス開発に割り当てられた投資総額 1086 億ドルは 606 億ドルまで大幅に圧縮されている。また、今年度及び 2018 年度に圧縮すべき負債総額として 195 億ドルを設定、肥料部門やバイオ燃料部門、配給部門に保有する自社資産の売却等により開発・運転資金を確保する計画になっている。

＊2020 年時点の油価を 1 バレル 71 ドルと想定した。

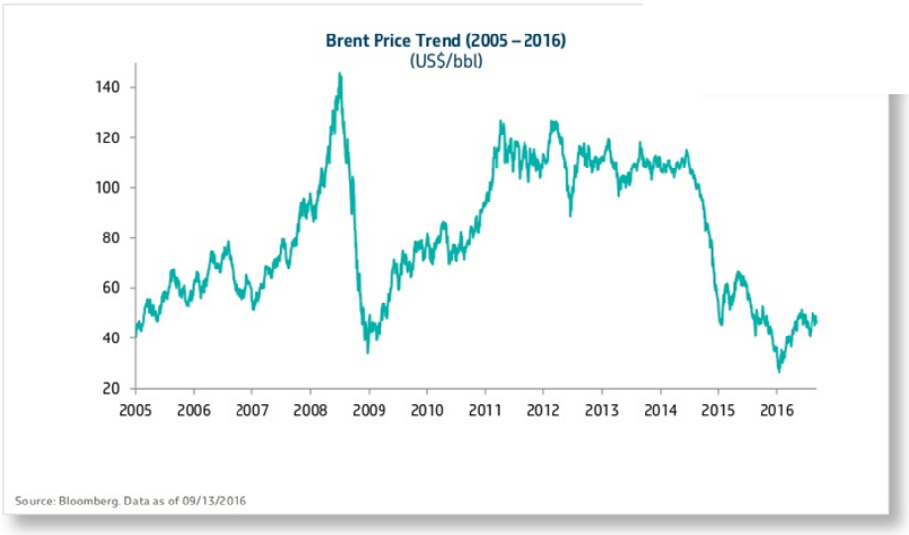
【5 ヵ年計画の前提】

① 前提としている原油価格と為替水準及び今後 5 年間の石油製品市場の想定伸び率が図表－ 116 図表－ 117 に表示されている。

図表－ 116 は 2005 年以降の石油価格（Brent 価格）の推移である。

図表－ 116　石油価格の推移

石油価格の下落



ペトロブラス社が前提として想定している原油価格と為替レートは次の図表－ 117 表に示される。

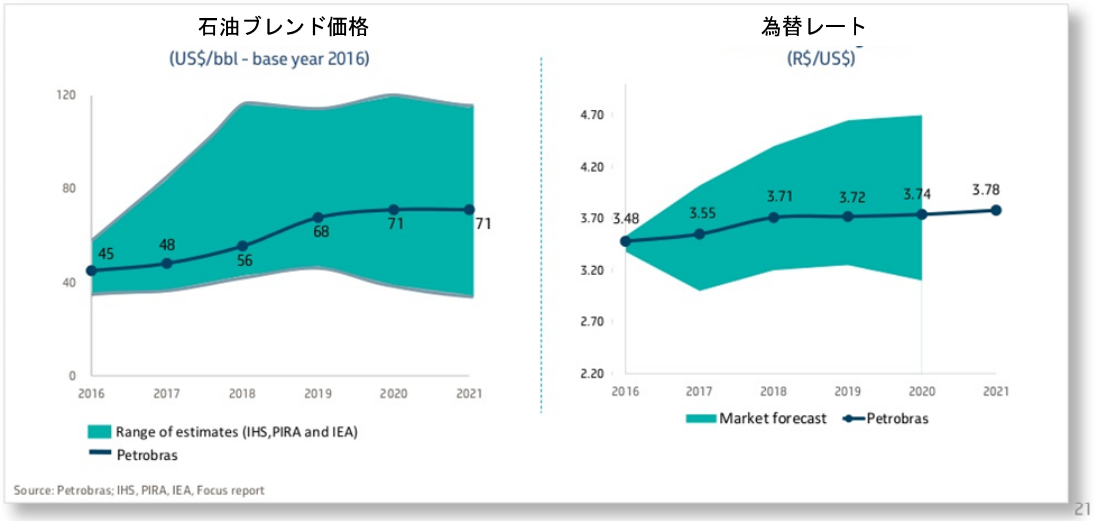
図表－ 117　油価予想と為替水準（レアル/ドル）

		2017	2018	2019	2020	2021
Brent (base year 2016)	US$ / bbl	48	56	68	71	71
FX Rate	R$ / US$	3.55	3.71	3.72	3.74	3.78

ペトロブラス社と業界(IEA など)筋が想定する原油価格と為替レートの関係を見ると、ペトロブラス社の想定は市場の予測幅の下方サイドに置かれている。

図表－ 118　原油価格及び為替テートの関する市場予測との関係図

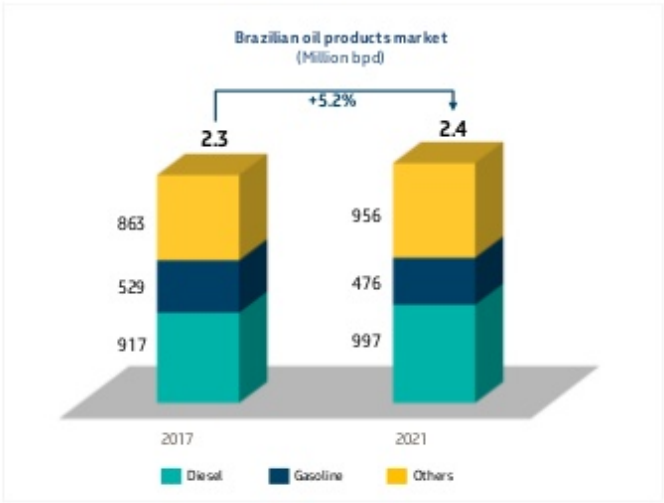
ベースケースシナリオの変動要因



ペトロブラス社は、石油製品市場が 2021 年に 5.2%アップすると想定し投資計画を策定した。

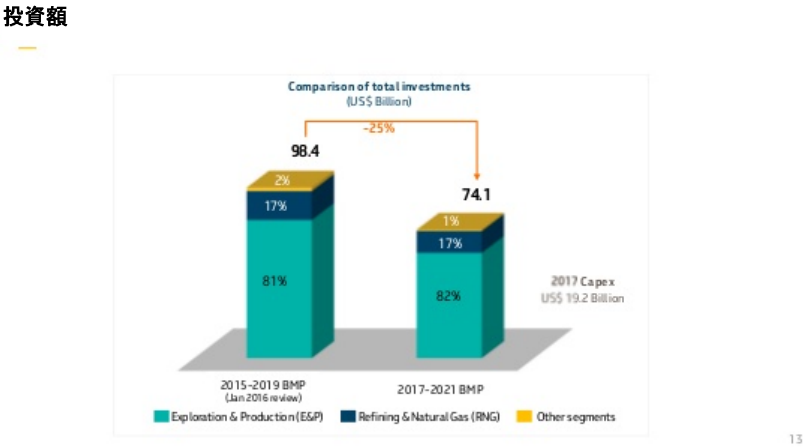
図表－ 119　ブラジルの石油製品市場：5 年間で 5.2%の伸び

石油製品市場



② 5 年間の投資総額 741 億米ドルの投資内訳

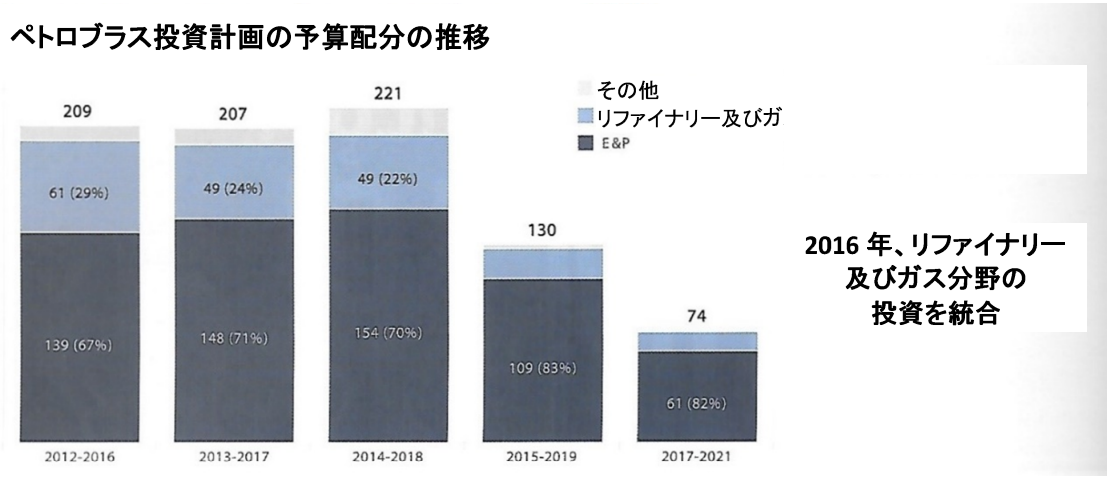
図表－ 120　741 億ドルの投資内訳



図表－ 121 は、2012 年度以降の 5 ヵ年計画の投資額の推移である。2016 年度について（2016-2020）については、ペトロブラス社の組織改編や幹部の交代などにより、従来のような纏まった年次計画の形では策定されておらず、2015 年度計画の部分修正が数回繰り返されて来た。

予算額は 15 年度以降の見直しで、1300 億ドル⇒984 億ドル⇒741 億ドルと修正されている。

図表－ 121　5 か年投資計画の予算額及び予算配分の推移



◇ E&P 部門の投資予算の Capex 内訳

606 億米ドル（生産開発：76%、新規開発:11%、オペレーションサポート：13%）

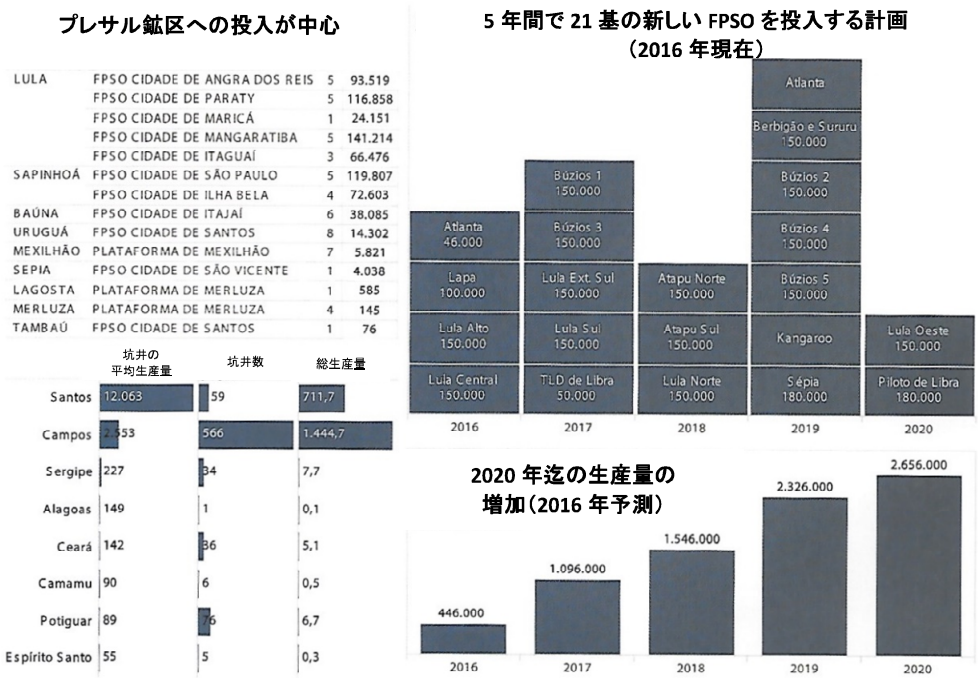
図表－ 122　生産設備の投入時期

新生産設備のスタートアップ



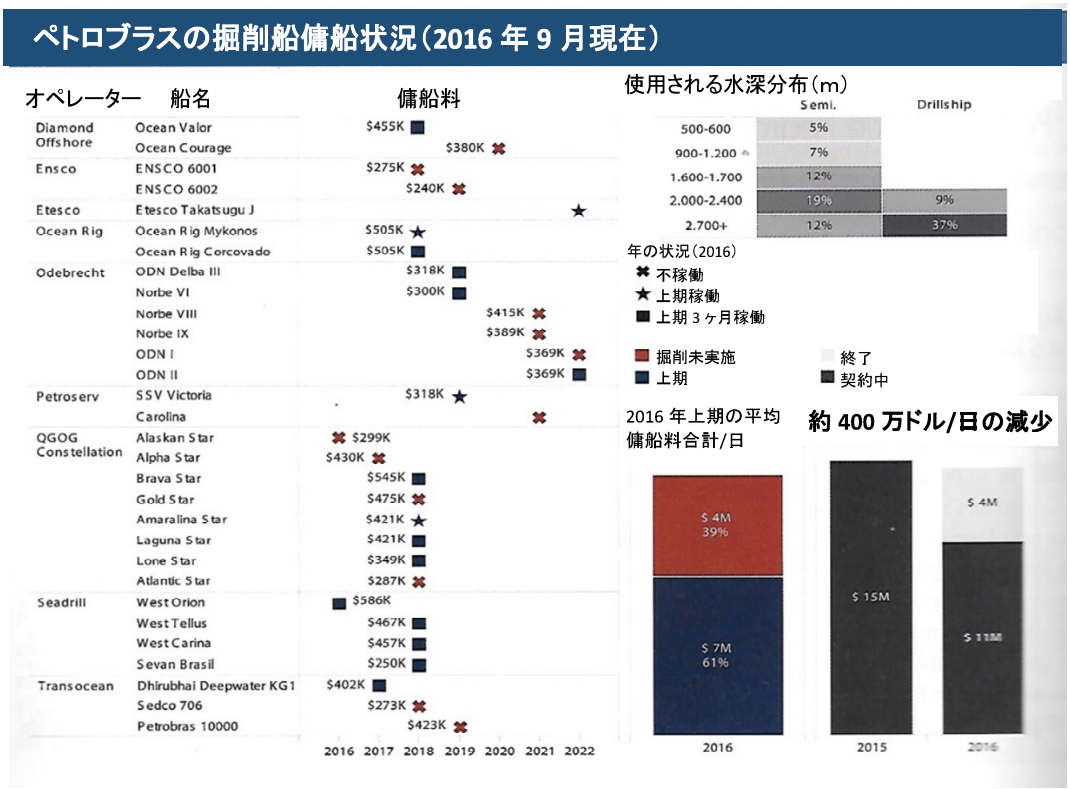
◇ 2016 年上半期段階での 2020 年までの FPSO 必要投入隻数は、次の図表－ 123 が示すように当初 21 基を予定していたが、その後の見直しで 2 基減らしている。図表－ 123 の左上は、鉱区名（Lula）、FPSO 名、坑井数、に日産量を表している。

図表－ 123　各鉱区の生産坑井の状況及び FPSO 投入数（2016 年）

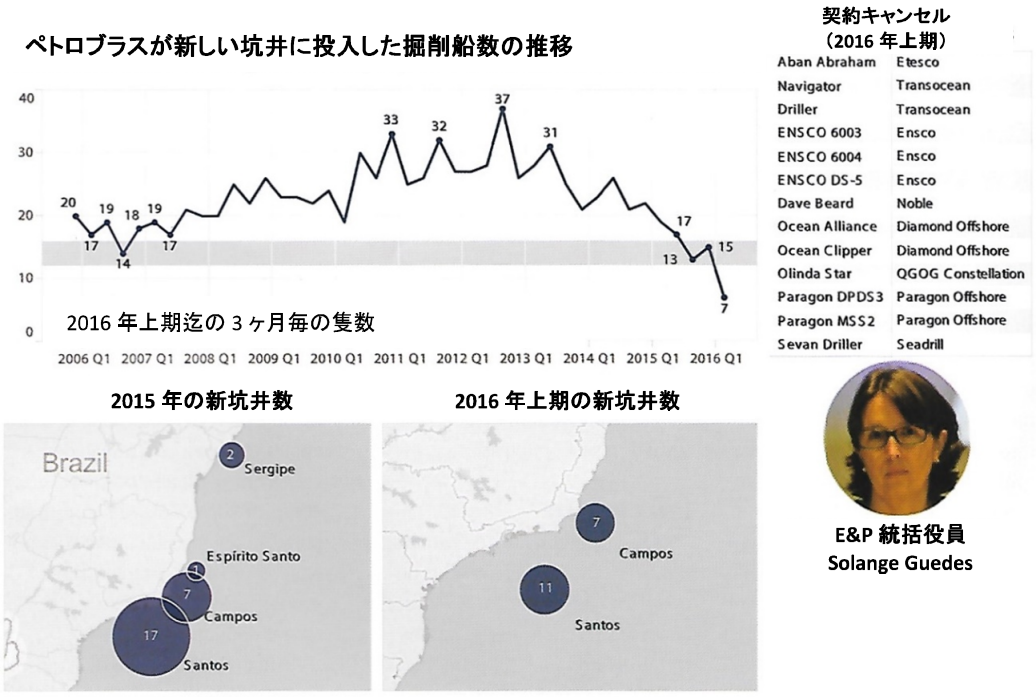


◇ 掘削船の傭船状況は次の通り。

図表－ 124　ペトロブラス社の掘削船傭船状況

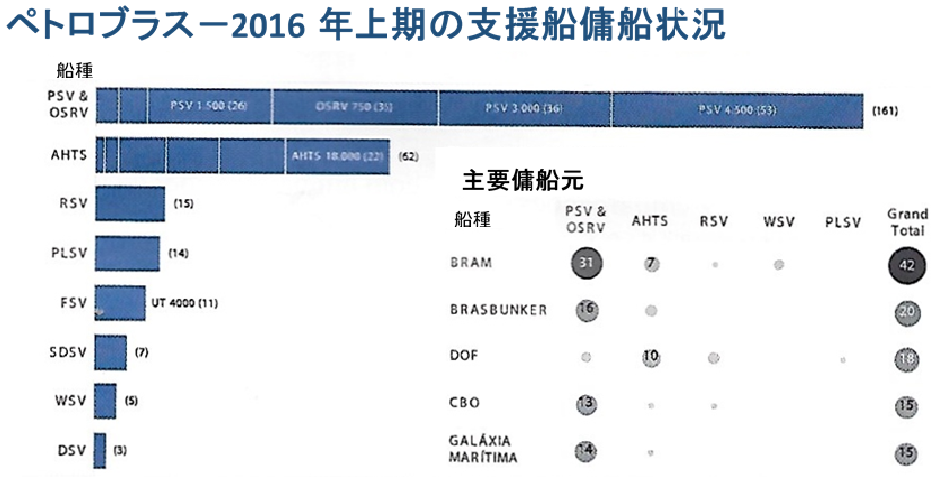


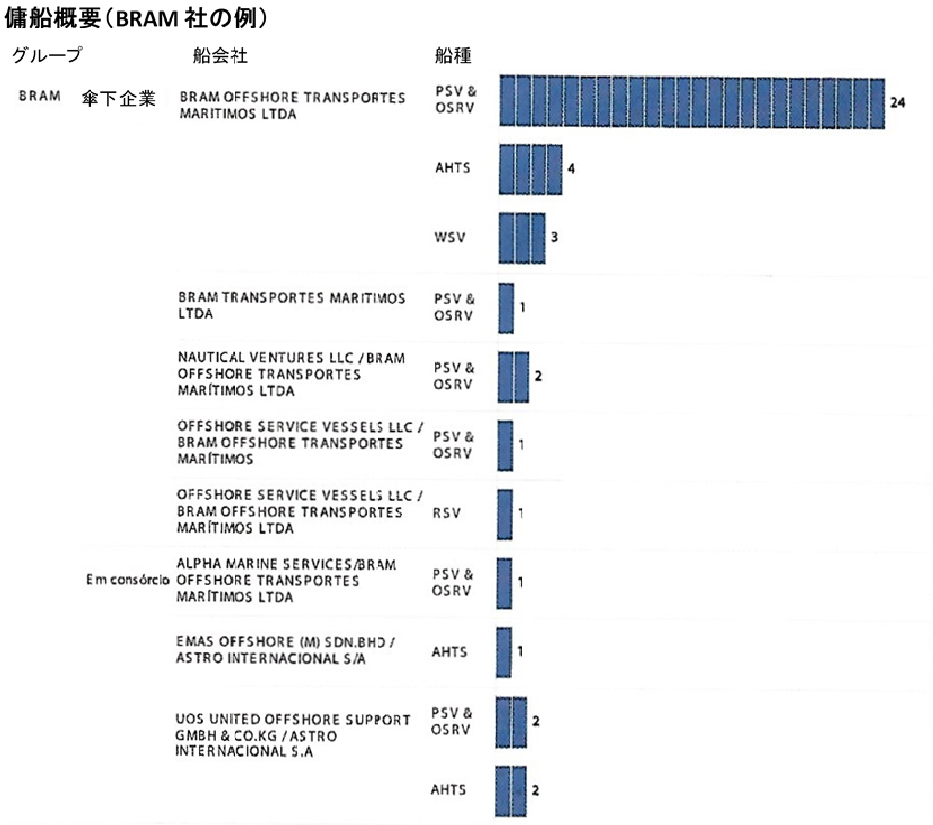
図表－ 125　ペトロブラス社の傭船掘削船数の推移



◇ 2016 年上半期時点の支援船傭船状況

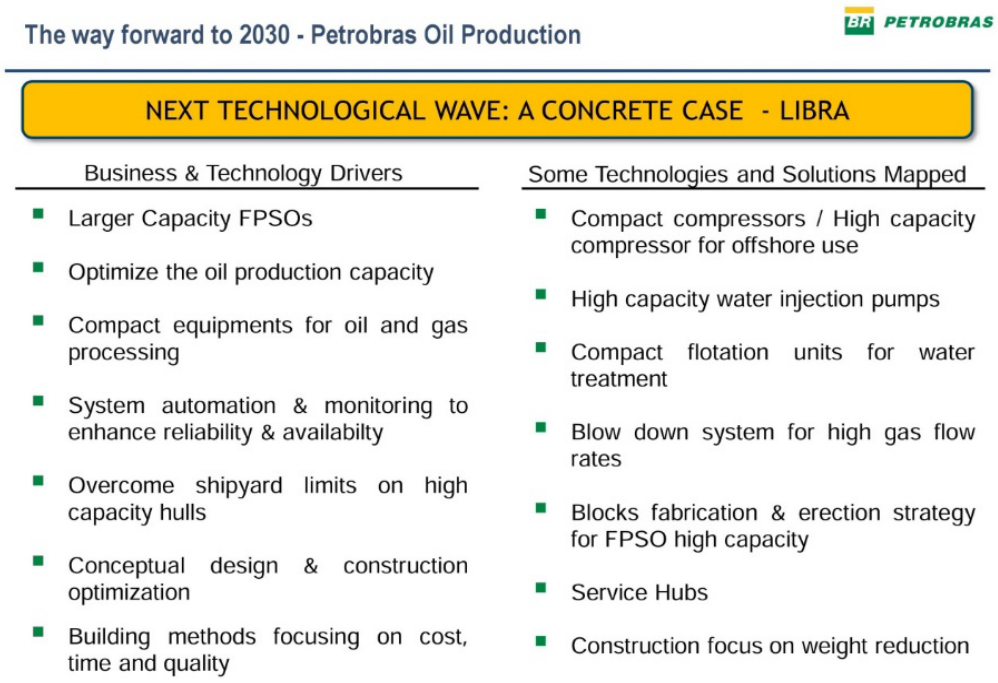
図表－ 126　ペトロブラス社の支援船傭船状況及び Bram 社の事例



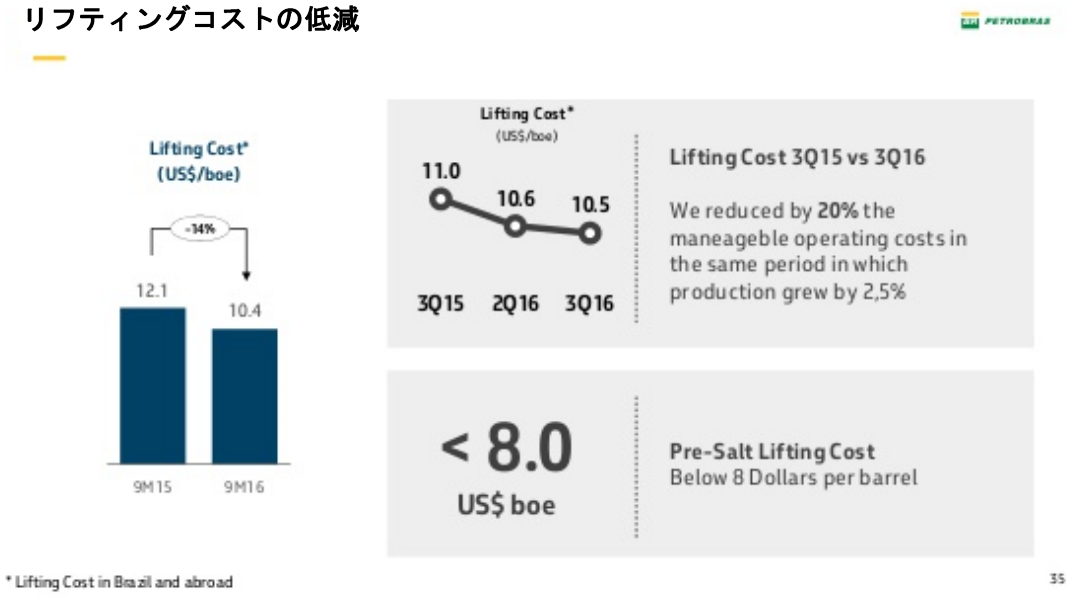


次の図表は、Libra 鉱区開発における技術チャレンジを示している。

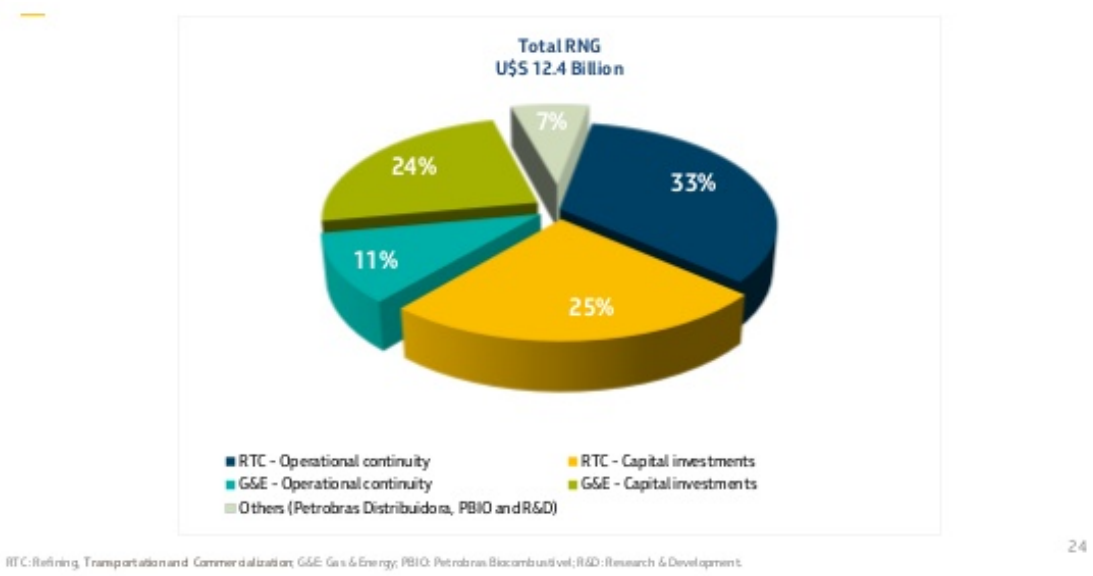
図表－ 127　Libra 鉱区開発における技術チャレンジ



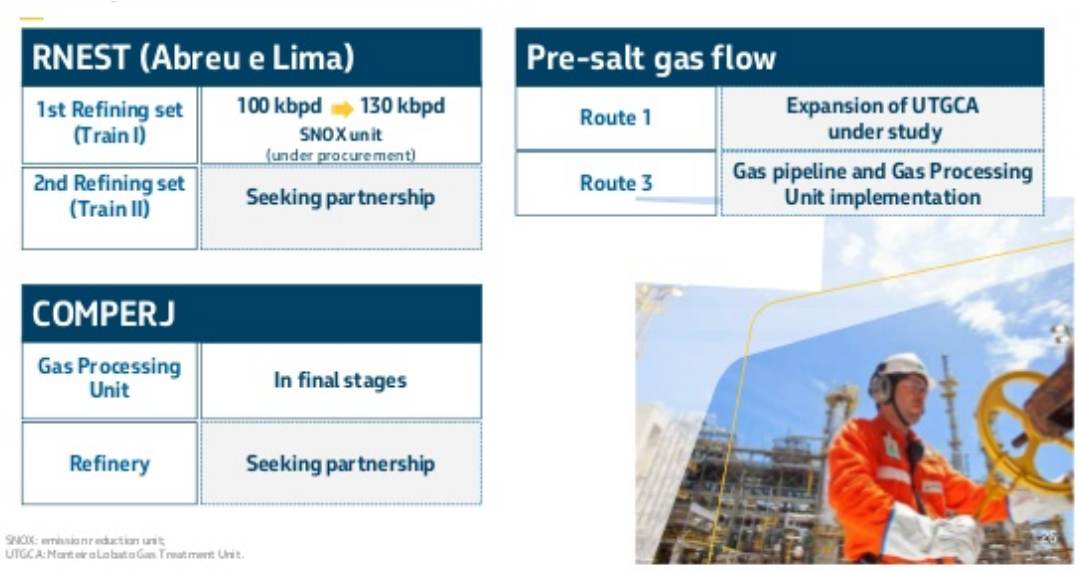
図表－ 128　リフティングコストの低減



図表－ 129　石油精製及び天然ガス部門の Capex

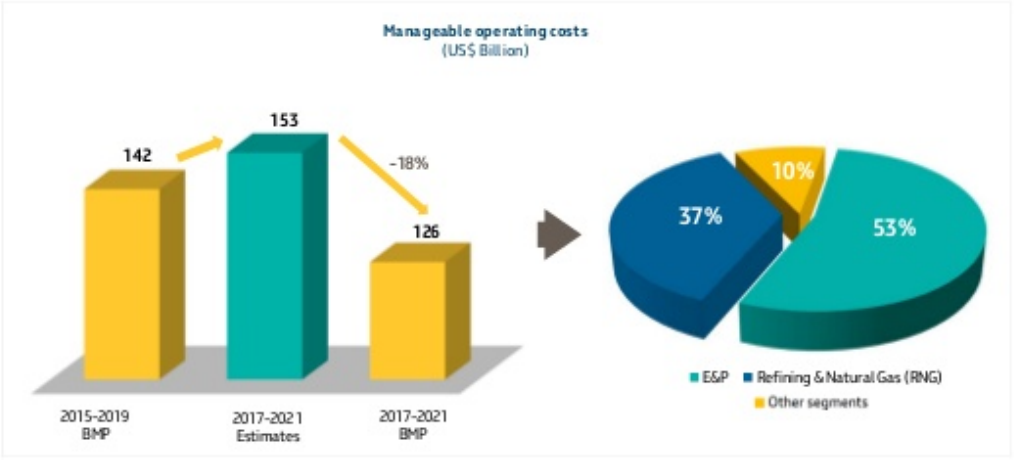


図表－ 130　精製部門及びガス部門のプロジェクト



図表－ 131　経費削減

経費削減



11

図表－ 132　四半期ごとの石油及び製品の輸出入量

四半期毎の石油及び製品の輸出入量（千バレル／日）

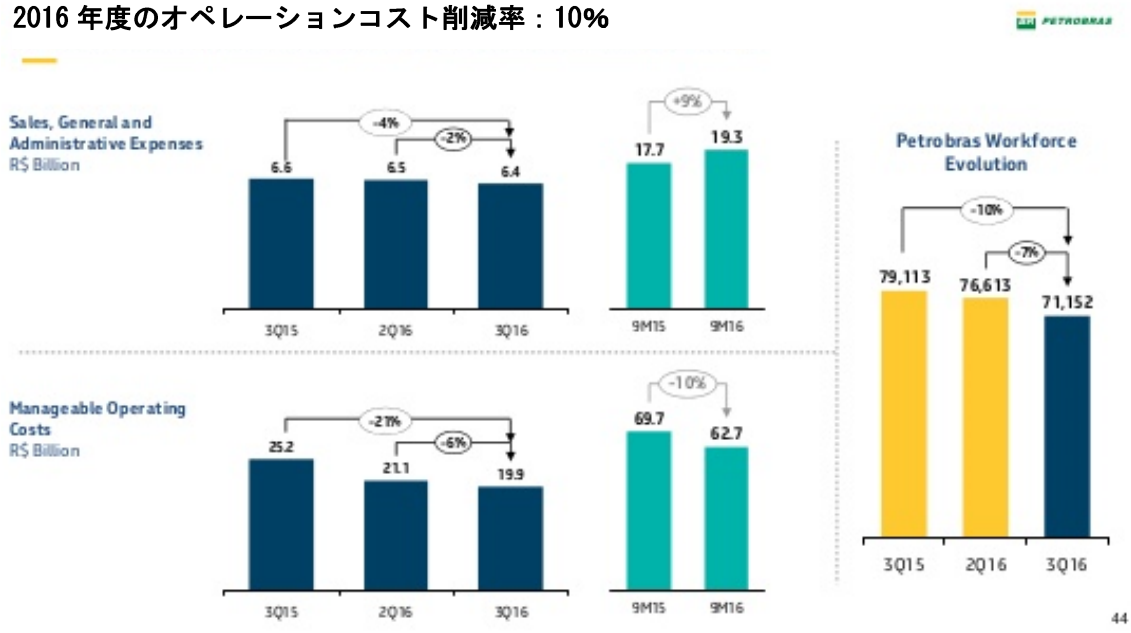


37

図表－ 133　資産売却の達成度

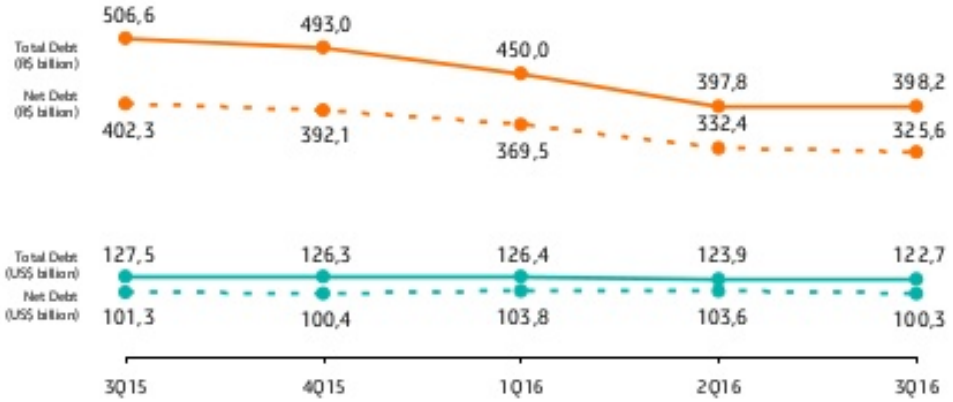


図表－ 134　2016 年度オペレーションコストの削減率



図表－ 135　負債の削減

2016 年第 3 四半期迄の負債削減

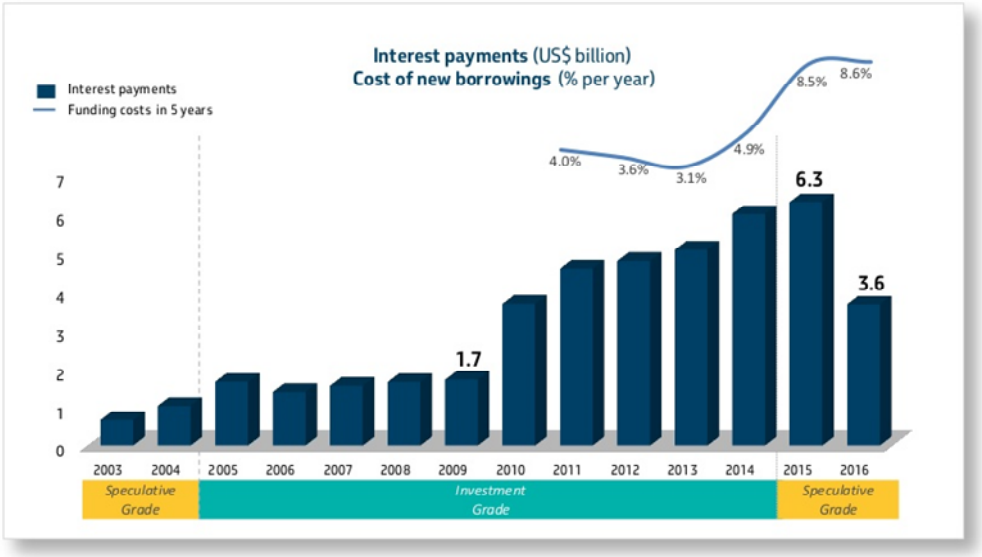


	3Q15	2Q16	3Q16
Cost of Debt(% a.a.)	6.1	6.3	6.3
Maturity (years)	7.49	7.30	7.33
Leverage (%)	58	55	55

45

図表－ 136　利払い及び借り入れコストの推移

利払い及び借り入れコスト



12

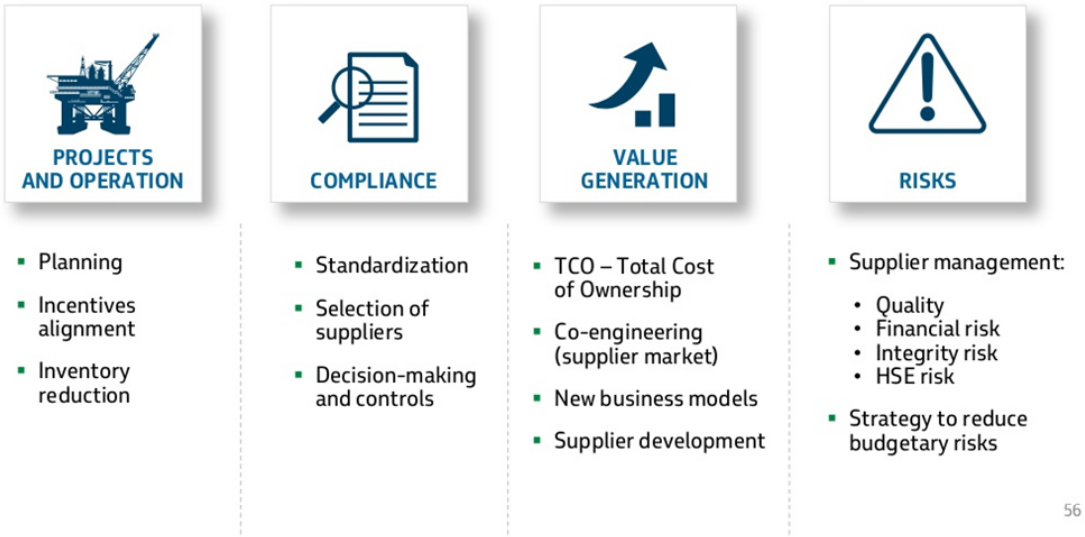
図表－ 137　労働コストの削減

労働コストの削減



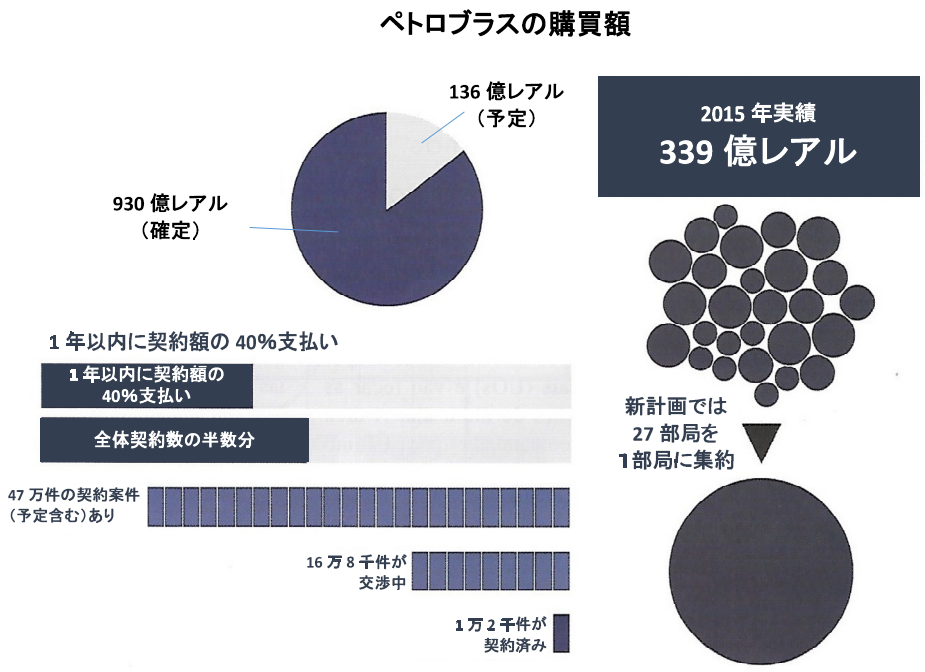
図表－ 138　購買プロセス管理

購買プロセス管理

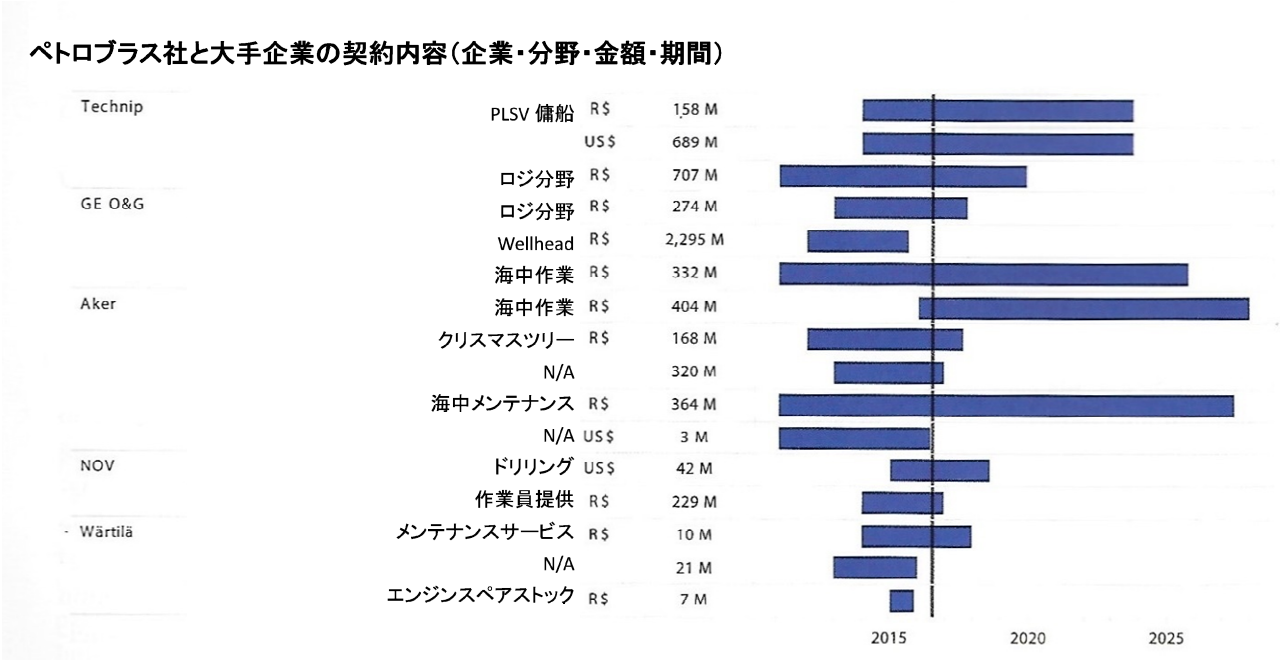


◇ ペトロブラス社の契約及び購入機器事例

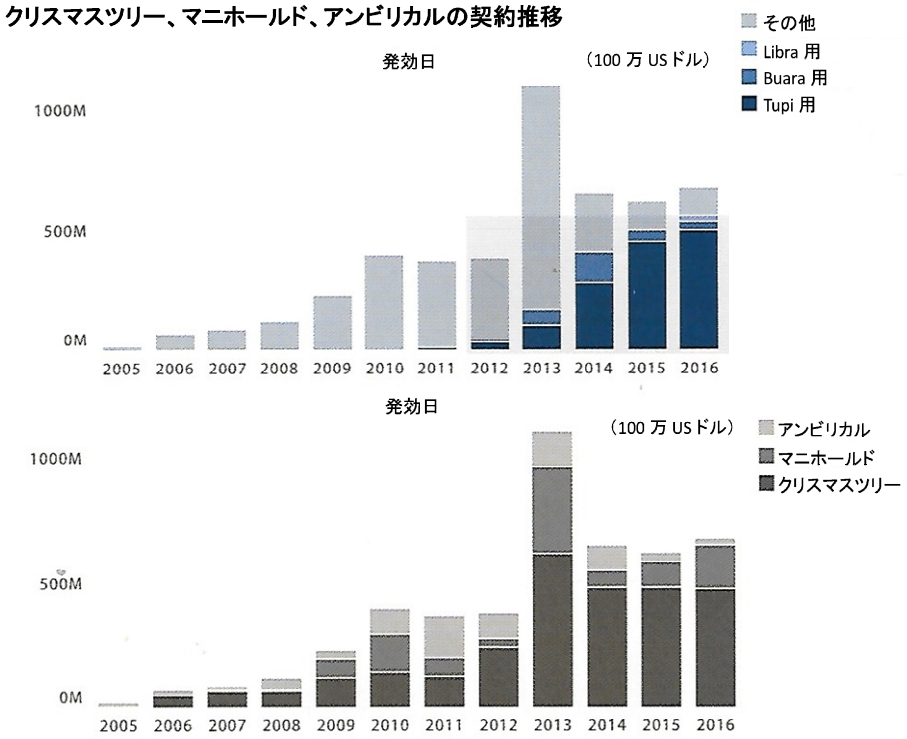
図表－ 139　購買額



図表－ 140　ペトロブラス社の購買契約

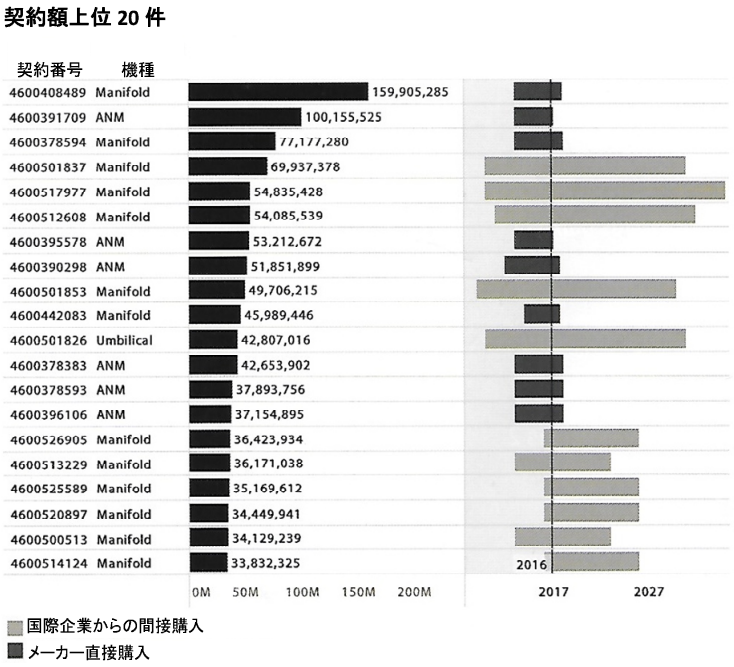


図表－ 141　購買内容



2016 年第 4 四半期時点の大型購入品契約額上位 20 件は、図表－ 142 の内容になっている。

図表－ 142　購買額による案件ランク



■ その他の石油会社の動き：Shell の例

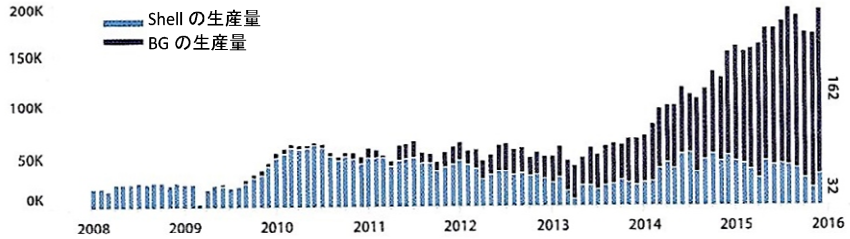
昨年、BG グループを 530 億ドルで買収した。この M&A のポイントの一つに、ブラジルに拠点を置いていた BG のプレサル事業が関係したと言われている。同社は、既に Libra 案件を通し、ブラジルのプレサル鉱区開発を行っており、Ben Van Beurden CEO は、BG 買収の文脈の中で、買収した BG のブラジルにおけるプレサル鉱区開発資産を非常に魅力的だと考えていると繰り返し述べている。

現在、ブラジル市場に同社全体の 15%の投資を行っており、日産量では世界の 10%をブラジルで生産している。

図表－ 143　Shell と BG Brasil の統合

Shell Brasil / BG Brasil の統合（2016 年）

日産量 20 万 bbl



BG Brasil	Lula	25%	110,553
	Sapinhoá	30%	51,449
	Oeste de Ata..	25%	0
	Berbigão	25%	0
Shell Brasil	Argonauta	50%	13,688
	Bijupirá & Sal..	80%	12,208
	Ostra	50%	6,537
	Abalone	50%	0
総生産量			194,434

・Shell は、Parque das Conchas 及びカンポス堆積盆の開発に集中
・Libra 鉱区開発権 20%を保有

ブラジルでは 12 ブロックと Libra 鉱区を開発

			堆積盆	ブロック
Shell	Shell Brasil	*Shell Brasil - 80%, Total E&P Brasil - 20%	Santos	S-M-518
BG	BG Brasil	*BG Brasil - 50%, Petrobras - 40%, Galp Energia Brasil - 10%	Barreirinhas	BAR-M-300
				BAR-M-342
				BAR-M-344
				BAR-M-388
		*BG Brasil - 75%, PTTEP Brasil - 25%	Barreirinhas	BAR-M-215
				BAR-M-217
				BAR-M-252
				BAR-M-254
		*BG Brasil - 100%	Barreirinhas	BAR-M-298
				BAR-M-340
	Petrobras	*Petrobras - 60%, BG Brasil - 20%, Repsol Sinopec - 20%	Santos	S-M-623

※サントス堆積盆のプレサル鉱区 Libra コンソーシャムメンバー

第４章　ブラジルの制度と規制

４．１　税制

（注意：法律、規則、規制等に関しては、数値や期間を含め内容変更も有り得るので、常に最新の情報を入手確認することが望ましい。）

◎ 全般（中央・地方、物品税など）

ブラジルには連邦税・州税・市税の３段階の税と、連邦国税庁が徴収する各種社会負担金が存在する。

連邦税

法人所得税（IRPJ）

課税対象は利益額で、月額２万レアル以下の利益額には15%が課税され、月額２万レアル以上の利益額には25%が課税される。

個人所得税（IRPF）

労働者給与に対して課せられ、月収額によって税率が異なる。免税、7.5%、15%、22.5%、27.5%の５段階。

輸入税（II）

輸入品に対して課せられ、CIF価格が課税対象額。最恵国待遇ベースの単純平均税率は14%前後とされる。一般的に国内で製造していない商品は低率で、国内品のある商品は高率。

工業製品税（IPI）

ある商品を加工して出荷する際に課税され、国内製造品のみならず輸入品にも課税される。景気刺激策として、家電や自動車、建設資材の税率が調整されることがある。原則的に贅沢品ほど高率で、商品により０～60%。

輸出税（IE）

国内である商品の供給不足が起きた場合に課税される。

農地所有税（ITR）

市外にある不動産の所有者に対し課税される。

金融取引税（IOF）

金融機関が行う融資（貸付）、保険契約、証券取引、企業間ローン取引、運用、為替取引などに対して課税される。税率は金融取引の種類により異なり、頻繁に変更される。課税対象の主な金融取引の種類と税率は次のとおり。

（1）債券投資にかかる為替取引時：2008 年に導入。何度か税率の引上げ・引下げが繰り返され、2013 年 6 月から再び非課税に戻されている。
（2）融資（貸付）：借入期間に対し 1 日当たり 0.0041%（上限 1.5%）プラス借入時に固定税率 0.38%。
（3）海外からの借入（いわゆる親子ローンを含む）：2014 年 6 月以降、借入期間が 180 日以下の場合は 6%。181 日以上の場合は非課税。
（4）海外からの資本金送金（増資を含む）：0.38%。
（5）保険取引：生命保険および傷害保険は 0.38%、医療保険は 2.38%、その他の保険は 7.38%。
（6）定期預金や投資信託の運用：30 日未満の短期の運用に対し課税される。課税率は運用期間により 96%から 3%に逓減。運用期間が 30 日を超える場合には非課税となる。なお、運用収益から金融取引税を控除した金額に対し所得税が課税される。所得税率は運用期間により異なり、180 日までの運用の場合 22.5%、360 日までの運用の場合 20%、720 日までの運用の場合 17.5%、721 日を超える運用の場合 15%。
（7）輸出入取引：輸出取引は非課税。輸入取引は 0.38%。
（8）配当金および投下資本に対する利息支払いのための外国送金：非課税。
（9）ブラジル国内で発行されたクレジットカードの海外での使用：6.38%。

州税

商品流通サービス税（ICMS）

商品の流通や通信、運輸サービスなどにも課される付加価値税で、各州により適用する対象物品とその税率が異なる。サンパウロ州の場合で 18%～、リオデジャネイロ州の場合で 19%～。

自動車保有税（IPVA）

自動車保有者に対し年に 1 回課税される。車種、排気量により課税額が異なる。

相続譲渡税（ITCMD）

資産や権利の譲渡、相続の際に課税される。

市税

サービス税（ISS）

役務提供を行う法人や個人の受取対価に対して課せられ､市により課税額が定められる。

都市不動産所有税（IPTU）

不動産の時価に対し算定される。

生存者間不動産譲渡税（ITBI）

生存者間の不動産の譲渡ならびに、不動産に対する権利の譲渡に対して課税される。

社会負担金

社会負担金は国民の健康や年金および弱者救済を目的として徴収される。負担額の計算が法人の売上高や利益に対してなされ、徴収は連邦国税庁によって行われるため、税金に順じたものとして捉えられている。

社会保険融資負担金（COFINS）

すべてのサービスや商品の総売上高に対して、3%または 7.6%の負担が課せられる。輸入品に対する税率は、2015 年 5 月に 7.6%から 9.65%に引き上げられた。

社会統合基金・公務員厚生年金（PIS・PASEP）

総売上高に対して 0.65ー1.65%の負担が課せられる。 輸入品に対する社会統合計画分担金（PIS）の税率は 2015 年 5 月に 1.65%から 2.1%に引き上げた。

法人利益に対する社会負担金（CSLL）

国内に住所を有する全ての法人と法人格の扱いを受ける者に負担義務がある。負担率は原則９％（ただし金融・保険会社は 20%）。

社会保険院（INSS）への負担金

基本的な社会保障サービス（公的な健康保険、年金など）に係る徴収システムで、社会保障の他、教育・職業訓練機関等に係る負担金が統合されたもの。

勤続年数保証基金（FGTS）

各従業員の給与支払額に対して雇用主に課され、負担額は労働契約内容により異なるが原則 8%。この納付金は、従業員名義の FGTS 専用口座に預金される。従業員が正当な理由なくして解雇された場合、当該口座の FGTS 残高に 40%を加算した額を、雇用主が従業員に対して支払わなければならない。

参考：アマゾン地域・ブラジル北東部における税制恩典

アクレ、アマパ、アマゾナス、マト・グロッソ、パラ、ロンドニア、ロライマ、トカンチンスの各州、およびマラニョン州の一部では国家統合省管轄下のアマゾニア開発監督庁（SUDAM）、マラニョン、セアラ、ピアウイ、リオ・グランジ・ド・ノルテ、パライーバ、ペルナンブコ、アラゴアス、セルジッペ、バイーアの各州、およびエスピリトサントの一部、ミナス・ジェライス州北部地域では北東部開発庁（SUDENE）により認可の与えられたプロジェクトを実施する法人に対して、以下の恩典が与えられる。

◎ 法人所得税（IRPJ）の減免措置

2013 年 7 月 4 日付全国統合省省令 283 号によれば、2000 年 1 月 1 日～2018 年 12 月 31 日の期間に承認・登録された新規実施・拡張・設備更新等を行なうプロジェクトを持つ法人に対しては、生産開始の翌年より 10 年間、事業所得に対する所得税の 75%が減免される。

◎ 商品流通サービス税（ICMS）の減免措置

州税であるため、減免率は州や商品の種類によって異なる。主に各州の企画局の認可を必要とする。

◎ 商船更新追加税（AFRMM）

造船業奨励のための、輸送費に対する追加負担金−の免除恩典を受けるには、SUDAM による評価を受ける必要がある 2013 年 7 月 4 日付全国統合省省令 283 号によれば 2015 年 12 月 31 日まで免除。

その他

● 送金にかかる税金

連邦税の源泉所得税（IRRF）15%と特定経済分野介入負担金（CIDE）の 10%などが送金に課される。ロイヤリティーや技術支援などに係わる送金に課せられる IRRF は、送金先が日本の場合は二国間租税条約により 12.5%となる。ロイヤリティー送金には、技術提供契約、専門技術サービスおよび技術 援助契約、特許ライセンス契約、商標ライセンス契約、フランチャイズ契約が含まれ、いずれも国家工業所有権院および中央銀行への登録が必要。

◎ 関税

ブラジルは関税同盟メルコスル（ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ）に加盟しているため、1995 年 1 月より対外共通関税（TEC）を採用している。TEC は加盟 4 カ国に一律課せられるが、特定の品目については例外関税が認められており、ブラジルは通信機器部品や半導体部品などに適用している。

上記の例外関税に加えて、ブラジル政府は（Ex-Tarifario エクス・タリファリオ）と呼ばれる特別関税の適用を認めている。原則として、国産品がなく輸入でしか国内供給をまかなえない品目に適用される。適用を受けるには審査が必要で、国産品がないことを証明しなければならない。関税率の変動を担当する開発商工省の貿易審議会（CAMEX）が決定を行なう。

4．2　輸出入全般に関する制度及び規制

■ 全般に関する制度及び規制

【ラダール（RADAR）及びレイ(REI)の取得】

輸出入を行う事業者は、担当官庁である財務省の連邦収税局への登録（RADAR）か、もしくは開発商工の輸出入業者登録(REI)に事前登録する必要がある。ラダール(RADAR)は、輸出入業者の資金の流れを把握し脱税やマネーロンダリングの防止を目的とする。輸出入業者は取り扱う輸出入額によって、通常「簡易」もしくは「通常」に分別され、審査には「簡易」で 2～4 週間、「通常」で約 2 カ月要する。認可されると暗証番号を入手できる。

ラダールを取得することで外国貿易総合システム（SISCOMEX シスコメックス）を利用することが可能となり、輸出入に関する通関業務は SISCOMEX を通じてオンラインで行われる（日本の通関情報処理システム NACCS に相当)。

通常の輸入手続きでは、輸入会社のラダールが稼働状態にあることを SISCOMEX で確認し、輸入する物品のインボイスをもとに TEC の関税コード(NCM コード)を決定。NCM コードが SISCOMEX によって規制管理されているか確認し、規制がなければ輸出者に対して船積み手配を依頼するが、規制がある場合は関連機関へ輸入ライセンスを申請する。

中古財は原則として国内に類似品がないことを条件に輸入が認められるが、消費財の場合は基本的に認められない。

ブラジル政府は輸出振興に力を入れており、輸入よりも輸出の方が規制は少ない。輸入と異なり大半のものが自由に輸出できるが、一部農畜産品、革などは特別な手続きを要する。輸出業者の登録・管理は開発商工省貿易局が担当し、貿易統計の情報化に役立てている。輸出手続きでもラダールの稼働状態を SISCOMEX で確認し、次に物品の NCM コードが規制管理されているか確認する。REI は、SISCOMEX を通して一度輸出入操作を行った企業は開発商工省貿易局（SECEX）により自動的に登録される。

【ドローバック制度】

ドローバック制度とは、ブラジル国内のメーカーが輸出品を製造するにあたり必要な部品・資材・副資材を国内市場から購入もしくは外国から輸入した場合に、各種税金が保留もしくは免除される仕組み。

■ 技術供与及び合弁事業(出資)

技術移転契約、または知的所有権ライセンスに係る契約は、国立工業所有権院（INPI、日本の特許庁に相当）への登録がまず必要。この登録により、その契約が第三者に対する効力（第三者対抗要件）を発揮し、契約金額の送金や、その契約における所得税および利

益に対する社会分担金（CSLL）の納付控除が可能となる。

商標、特許、技術移転とフランチャイズ契約、コンピュータプログラム、工業デザイン、地理表記、集積回路図面が INPI への登録対象。

登録には多くの条件が要求され、供与技術、権利範囲、テリトリー（実施地域）、技術移転の方法、新技術・改良技術の供与、サブライセンス、商標の使用、資材の購入、製品の生産量、販売、性能保証、機密保持、技術移転料の決め方、支払い時期・方法、紛争解決、移転料受け払いに係る納税者などについて明確に取り決めておく必要がある。

ブラジル企業に技術供与を行う際の留意点

① INPI およびブラジル中央銀行（BACEN）への登録

技術移転契約は INPI に登録した後、BACEN への登録も必要。ブラジルでは対外送金が制限されており、特に貿易外送金は許可が必要で、契約が中央銀行に登録されていないとロイヤリティーなど技術移転料の送金（支払い）ができない。

そのため、日本側 X 社がブラジル側 Y 社と技術移転契約を締結する場合、当該Y社は INPI および中央銀行への登録を行い、登録が完了した時点で本契約を発効することが求められる。

② 契約の内容

商標使用の強制、生産量の制限、輸出を含む販売の制限、日本からの材料購入の義務付け等の条項を含む契約は INPI での登録を拒否される可能性があるので注意が必要。

③ 特許の有無

特許の有無により法律上の権利が異なり、例えば、特許のない技術の場合、契約期間満了後は供与技術の自由使用を制限できない。そのため、契約書には特許や商標権の INPI への登録番号を記載すること。

④ 契約の期間

技術（ノウハウ）提供契約の契約期間は原則 5 年で、INPI が認めれば同期間の延長が一度可能。

⑤ 技術移転料の上限

【ロイヤリティー】

外国に対するロイヤリティーは、その契約を内国工業所有権院及びブラジル中央銀行に登録していることを条件に損金算入が認められるが、対象製商品の純売上高の 5%が損金算入の上限となる。又、損金に算入できるのは対象製商品の生産開始或いは技術導入時から 5 年間だけ。

外国法人のブラジル支店から本店への送金、又、外国法人に経営を支配されている法人が当該外国法人に対して送金することは認められていない。

損金とされないロイヤリティーの支払、或いは損金算入限度を超過した支払は利益処分と看做される。

（参考）工業所有権法の目次

工業所有権法　（法律第 9279 号）

目　　次

前文
第Ⅰ編：特許権・実用新案権
　第Ⅰ章：資格
　第Ⅱ章：特許・登録を受ける可能性
　　第Ⅰ節：特許・登録を受ける事が出来る発明及び実用新案
　　第Ⅱ節：優先権
　　第Ⅲ節：特許・登録を受ける事ができない発明及び実用新案
　第Ⅲ章：特許権、実用新案権の出願
　　第Ⅰ節：特許権、実用新案権の出願の受理
　　第Ⅱ節：出願の条件
　　第Ⅲ節：出願の手続き及び審査
　第Ⅳ章：特許、実用新案権の付与及び存続期間
　　第Ⅰ節：特許、実用新案権の付与
　　第Ⅱ節：特許権・登録権の存続期間
　第Ⅴ章：特許・登録により付与される保護
　　第Ⅰ節：権利
　　第Ⅱ節：先使用者
　第Ⅵ章：特許権、実用新案権の無効
　　第Ⅰ節：一般規則
　　第Ⅱ節：無効の行政審判手続き
　　第Ⅲ節：無効の訴訟
　第Ⅶ章：移転及び登録
　第Ⅷ章：実施権の許諾
　　第Ⅰ節：任意許諾
　　第Ⅱ節：実施許諾の申し込み
　　第Ⅲ節：強制実施権
　第Ⅸ章：国防の利益に関する特許権
　第Ⅹ章：発明の追加証明書
　第ⅩⅠ章：特許権、実用新案権の消滅
　第ⅩⅡ章：年間特許料
　第ⅩⅢ章：回復

第ⅩⅣ章：従業者発明または職務発明及び実用新案
第Ⅱ編：意匠
第Ⅰ章：資格
第Ⅱ章：意匠権登録の可能性
第Ⅰ節：登録可能な意匠
第Ⅱ節：優先権
第Ⅲ節：登録不能の意匠
第Ⅲ章：登録の出願
第Ⅰ節：登録の受理
第Ⅱ節：出願の条件
第Ⅲ節：出願の手続き及び審査
第Ⅳ章：登録の付与及びその存続期間
第Ⅴ章：登録により与えられる保護
第Ⅵ章：実効性の審査
第Ⅶ章：登録の無効
第Ⅰ節：一般規則
第Ⅱ節：無効の行政審判手続
第Ⅲ節：無効の訴訟
第Ⅷ章：登録の消滅
第Ⅸ章：５カ年の登録料
第Ⅹ章：最終規定
第Ⅲ編：商標
第Ⅰ章：登録の要件
第Ⅰ節：商標登録を受ける事ができる標章
第Ⅱ節：商標登録を受ける事ができない標章
第Ⅲ節：著名商標
第Ⅳ節：周知商標
第Ⅱ章：優先権
第Ⅲ章：登録出願人
第Ⅳ章：商標に関する権利
第Ⅰ節：取得
第Ⅱ節：登録により付与された保護
第Ⅰ章：存続期間、譲渡及び注記
第Ⅰ節：存続期間
第Ⅱ節：譲渡
第Ⅲ節：注記登録
第Ⅳ節：商標使用の許諾
第Ⅵ章：権利の喪失
第Ⅶ章：団体商標及び品質商標
第Ⅷ章：出願

第Ⅸ章：審査
第Ｘ章：登録証明書の下付
第ＸⅠ章：登録の無効
第Ⅰ節：一般規定
第Ⅱ節：無効の行政審判手続き
第Ⅲ節：無効の訴訟
第Ⅳ編：地理的表示
第Ⅴ編：工業所有権に対する犯罪
第Ⅰ章：特許及び実用新案に対する犯罪
第Ⅱ章：意匠権に対する犯罪
第Ⅲ章：商標権に対する犯罪
第Ⅳ章：商標、事業所の名及び宣伝の標章の手段による犯罪
第Ⅴ章：地理的表示またはその他の表示に対する犯罪
第Ⅵ章：不整競争に対する犯罪
第Ⅶ章：一般規則
第Ⅵ編：技術移転とフランチャイズ
第Ⅶ編：一般規定
第Ⅰ章：不服申立
第Ⅱ章：当事者の行為
第Ⅲ章：期間
第Ⅳ章：時効
第Ⅴ章：INPI の行為
第Ⅵ章：分類
第Ⅶ章：料金
第Ⅷ編：経過規定及び末尾規定

● その他

ブラジル国内で自社商標の登録を行っておくと、受益者、ライセンシー、もしくは他のブラジルの会社が不当に出願することを防止できる。また、特許品の場合、権利者による輸入しか認められず、並行輸入は認められていない。

技術移転契約の INPI 登録は法令上 30 日以内の回答が定められているが、実際は 3 カ月ー半年を要しており、改善が求められている。

■ ブラジル進出企業の法人設立形態には主に株式会社と有限会社があり、多くの進出企業が有限会社の形態を採用している。

有限会社のメリット

① 財務諸表が、最低年1回開催される総会で承認されればよく（株式会社の場合、この上財務諸表の公告が義務付けられる)、さらに、共同出資者全員が書面で議決する場合に総会開催が免除される。
② 経営審議会の常設が不要。
③ 零細企業に対してシンプレス（SIMPLES NATIONAL）と呼ばれる簡易で低率税制体系が適用される（株式会社には適用不可、業種や売上高によう制限有り)。
④ 増資､株式譲渡､定款変更､会社清算手続きなどは3/4以上の出資者の合意により可能。
⑤ 日本の取締役の役割を担う業務執行者は1名で良い。
⑥ ブラジル証券取引委員会に登録された外部の会計監査人が不要

株式会社のメリット

・出資者の加入、脱退は株式移転台帳への反映があればよく、会社定款の改定を必要としない(有限会社の場合､その都度定款を改定し､商業登記所(Cartorio)への登録が必要)。
・ブラジル証券市場への上場が可能

会社設立手続き

① 会社商号の選択：同一商号の有無を確認
② 会社形態の選択：株式会社、有限会社など
③ 会社定款を定める

会社商号
会社所在地（所在地を証明する書類が必要）
会社の業務内容（製造業、貿易業、サービス業など）
出資者（外国人であるなしにかかわらず､会社設立のためには最低2人必要。ブラジルに居住しない外国人の場合は､ブラジルに居住する代理人を任命する必要がある。委任状はブラジル領事館による認証が必要）
業務執行者（有限会社は最低1人選任する。業務執行者はブラジル居住者がなれる）
出資金の内訳
会社の形態

※会社資本の4分の3を有する出資者は、定款を一方的に変更できる。

新たな出資者を加える場合は、出資者の4分の3の承認が必要。非出資社員を管理職に任命する場合、出資者の3分の2（資本払込が完了している場合)、もしくは100%（資本払込が完了していない場合）の承認が必要。

④ 資本のブラジル中央銀行登録：

ブラジル国外からの投資は、全てブラジル中央銀行（BACEN）に登録されなければならない。この登録を行わない場合、配当金の国外への送金や投資を引き上げる際の権利が

確保されない。

国外の企業がブラジル国内に有限会社および株式会社を開設しそこに駐在役員を置く場合、原則として 50～60 万レアル相当以上の海外からの投資を中銀に登録する。これにより駐在役員 1 名分の永住ビザが発給される。なお、海外からの投資の登録後 2 年以内に 10 名以上のブラジル人従業員を雇用可能な計画を提示できた場合は、15 万レアル相当の投資額をもって永住ビザが発給される。なおこれらの場合の駐在役員は、現地企業の定款に役員として記載されなければならない。

一般的にブラジルからの海外送金には特別な制限はないが、海外との資金のやり取りは中央銀行が管理している。中央銀行は資金のやり取りを行う金融機関に対し、入出金の相手先である海外の法人・個人に関する情報、為替取引の根拠となる送金目的をコード別に通知するよう定め、企業側は送金目的を証明する書類を金融機関に提出しなければならな。

4．3　外資規制

① 禁止業種

外資参入が禁止されている業種は、核エネルギー開発関連、郵便、電報業、航空宇宙産業。

② 規制業種

出資比率を含めた業種別の外資規制には、以下があげられる。

・テレビ、ラジオ、新聞の経営及び所有（外国企業、外国人、もしくはブラジルへの帰化後 10 年未満の者は、議決権株式の 30%までしか保有が認められない)。
・国内航空業/陸上貨物輸送業（議決権付き株式の 51%以上をブラジル人が保有していなければならないなど)。
・ケーブルテレビ（ブラジルに本社があり、議決権付き株式の最低 51%がブラジル法人、個人が所有など）
・軍事産業（議決権付き株式の 3 分の 2 以上をブラジル人が保有していなければならない。）
・国境周辺での活動（国境周辺での経済活動をする事業体は、株式の最低でも 51%がブラジル法人、個人が所有など）
・沿海輸送サービス（船籍がブラジルの船舶を最低 1 隻所有していなくてはならず、また、運航会社はブラジルに本社を置き ANTAQ の認可を有していなければならない）ブラジル資本が過半数かつ、経営陣の過半数はブラジル人でなくてはいけない。
・鉱物・水資源の開発および調査事業 ブラジルに本社があり、ブラジル政府による認可が必要。